

市民からの道路関連要望の適正管理

(道路整備の優先順位設定評価基準)

焼 津 市
(土木下水道部 道路課)

平成18年

1.現状

市民から道路事業を中心に数多くの要望が寄せられる中、調査・調整を重ね、より効率的に事業を進めていくように努力しておりますが、地域からの要望手法も様々であり、また市からの回答方法も確立されていません。

2.目的

少子高齢社会の進展や市民ニーズの多様化を踏まえ、安全で住みやすく安心して暮らせるまちづくりが重要となります。

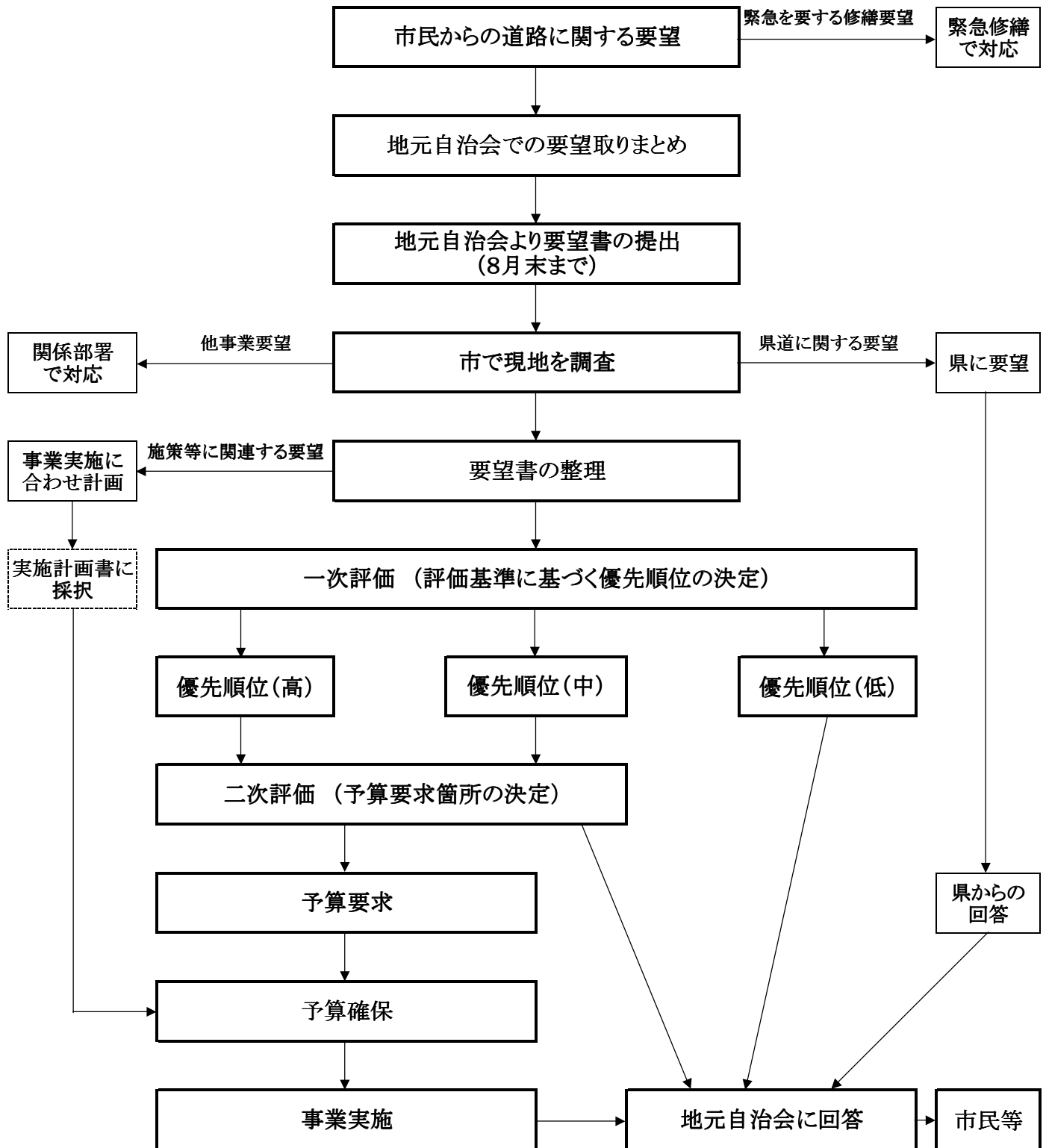
この様な中で、道路整備に対する要望について、統一した優先順位評価基準を作成し、効率的で効果的な透明性の高い道路整備を進めてまいります。

3.評価対象

道路整備の要望(道路の拡幅及び改良整備・舗装新設)

- ※1) 都市計画道路については、対象外とする。
- ※2) 街路事業及び区画整理事業等の他事業は対象外とする。
- ※3) 道路舗装の打替え、防護柵・照明灯等の道路附属施設、カーブミラー白線他の交通安全施設、小規模な修繕、緊急を要する要望については対象外とする。
- ※4) 優先順位設定評価基準は、社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じ見直しを図るものとする。

優先順位の判定フロー



※ 道路整備の要望については、自治会内で整理し優先順位を付けまとめた上で、8月末迄に市へ要望書を提出して頂く。
(市民個々の道路整備の要望については、地元自治会経由で要望を頂く。)

評価の項目・内容・基準について

下記の基準により、「**現道の状況**」・「**改良後の状況**」・「**その他**」の3つの観点について、それぞれ各項目ごとに**一次評価**を行う。

現道の状況

整理番号	項 目	評価基準	詳 細
1	要望箇所	A	要望路線は、1, 2級市道である。
		B	要望路線は、一般市道である。
		C	要望路線は、市道認定されていない道路である。
2	舗装の状況	A	要望箇所は未舗装(一部区間未舗装)である。
		B	要望箇所の路肩部が未舗装である。
		C	要望箇所は舗装が整備済みである。
3	道路の有効幅員	A	道路の有効幅員が狭く、安全性を改善する必要性が高い。
		B	道路の有効幅員が中程度で、生活道路として多少不便は感じるが、普段の生活に大きな支障がない。
		C	道路の有効幅員が広く、概ね安全な通行が保たれている。
4	排水施設等の状況	A	排水施設等を整備(改良)する必要性が高い。
		B	排水施設等を整備(改良)する必要性が有るが、優先度は低い。
		C	排水施設等を整備(改良)する必要性が低い。
5	歩行者・自転車の交通量	A	交通量が多い。 通勤・通学に利用され、朝夕の交通量が多い。
		B	交通量は中程度である。 沿線住民及び沿線土地利用者以外の通行が主である。
		C	交通量は少ない。 沿線住民及び沿線土地利用者の通行が主である。
6	車輛の交通量	A	一日を通して交通量が多い。
		B	交通量は中程度である。朝夕の交通量が多い。 沿線住民及び沿線土地利用者以外の通行が主である。
		C	交通量が少ない。 沿線住民及び沿線土地利用者の通行が主である。
7	道路の見通し(視距)	A	見通しが悪く危険である。
		B	見通しは普通で、安全に通行できる。
		C	見通しが良く、安全な通行が保たれている。
8	土地利用状況	A	要望路線に宅地等が面している割合が高い。
		B	要望路線に宅地等が面している割合は中程度。
		C	要望路線に宅地等が面している割合が低い。
9	通学路	A	要望箇所の全区間が通学路に指定されている。
		B	要望箇所の一部が通学路に指定されている。
		C	要望箇所は通学路に指定されていない。
10	事故履歴	A	要望箇所において、交通事故が発生したことがある。
		C	要望箇所において、交通事故が発生していない。
11	公共施設からの距離	A	学校等の公共施設までの距離が近い。
		B	学校等の公共施設までの距離が中程度。
		C	学校等の公共施設までの距離が遠い。

改良後の状況

12	改良後の道路の有効幅員	A	道路改良後の有効幅員が5m以上確保できる。
		B	道路改良後に確保できる有効幅員は、4m以上5m未満である。
		C	道路改良後に確保できる有効幅員は、4m未満である。
13	改良後の利用頻度	A	一日を通して交通量が多いと想定される。
		B	交通量は中程度と想定される。 朝夕の交通量が多いと想定される。 沿線住民及び沿線土地利用者以外の通行が主と想定される。
		C	交通量は少ないと想定される。 沿線住民及び沿線土地利用者の通行が主と想定される。

その他

14	沿線地権者の協力	A	要望区間の沿線地権者全員の同意書がある。
		C	要望区間の沿線地権者全員の同意書がない。
15	影響を与える物件	A	工事を施工する際に、事業費に影響を与える物件がない。
		B	工事を施工する際に、事業費に影響を与える物件があるが、かかる費用が少ない。
		C	工事を施工する際に、事業費に影響を与える物件があり、かかる費用が多い。
16	用地買収	A	工事を施工する際に、用地買収の必要がない。
		B	工事を施工する際に、一部用地買収が必要となる。
		C	工事を施工する際に、全区間(大部分)に渡り用地買収が必要となる。

前記の16項目による評価に基づき、優先順位を決定する。

優先順位	評価区分	評価内容	
	高	A項目が10個以上のもの。	優先順位が高い
	中	A項目+B項目=8個以上のもの。	優先順位は中位
	低	上記以外のもの。	優先順位が低い

二次評価

一次評価により「高」・「中」に評価された要望について二次評価を行うものとする。

二次評価では、概算事業費を算出し費用対効果を確認した中で、優先順位が高い要望から優先するが、地域バランス等を考慮し予算要求箇所を決定する。

※ 概算事業費が3000万円以上の優先度の高い要望は、実施計画に上げ事業化を図るものとする。